

費用徴収金基準額表（令和4年7月1日現在）

本人の属する世帯の階層区分		徴収金基準額（月額）				
		母子生活支援施設及び法第33条の6第1項に規定する児童自立生活援助	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院及び小規模住居型児童養育事業		里親	
			入所	入所以外		
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円	0円	0円	0円	
B	A階層を除き当該年度分（4月から6月までの月分の費用の徴収については、前年度分とする。）の特別区民税又は市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円	
C	A階層を除き当該年度分（4月から6月までの月分の費用の徴収については、前年度分とする。）の特別区民税又は市町村民税均等割の額のみの課税世帯	2,200円	4,500円	2,200円	4,500円	
D 1	A階層及びC階層を除き当該年度分（4月から6月までの月分の費用の徴収については、前年度分とする。）の特別区民税又は市町村民税課税世帯であって、その特別区民税又は市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当するもの	9,000円以下の課税世帯	3,300円	6,600円	3,300円	6,600円
D 2 の 1		9,001円以上19,000円以下の課税世帯	4,500円	9,000円	4,500円	9,000円
D 2 の 2						
D 3		27,001円以上57,000円以下の課税世帯	6,700円	13,500円	6,700円	13,500円
D 4		57,001円以上93,000円以下の課税世帯	9,300円	18,700円	9,300円	18,700円
D 5		93,001円以上177,300円以下の課税世帯	14,500円	29,000円	14,500円	29,000円
D 6		177,301円以上258,100円以下の課税世帯	20,600円	41,200円	20,600円	41,200円
D 7		258,101円以上348,100円以下の課税世帯	27,100円	54,200円	27,100円	54,200円
D 8		348,101円以上456,100円以下の課税世帯	34,300円	68,700円	34,300円	68,700円
D 9		456,101円以上583,200円以下の課税世帯	42,500円	85,000円	42,500円	85,000円
D 10		583,201円以上704,000円以下の課税世帯	51,400円	102,900円	51,400円	102,900円
D 11		704,001円以上852,000円以下の課税世帯	61,200円	122,500円	61,200円	122,500円
D 12		852,001円以上1,044,000円以下の課税世帯	71,900円	143,800円	71,900円	143,800円
D 13		1,044,001円以上1,225,500円以下の課税世帯	83,300円	166,600円	83,300円	166,600円
D 14		1,225,501円以上1,426,500円以下の課税世帯	95,600円	191,200円	95,600円	191,200円
D 15	1,426,501円以上の課税世帯	その月におけるその児童等に係る費用の支弁額				